児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方（支給停止中の方を含む）に、現況届の案内通知を送付します（児童扶養手当は7月中、特別児童扶養手当は8月上旬）。

現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するために行うものです。通知が届かない方は、お問い合わせください。

▽**受付期間**
●児童扶養手当…8月3日㈬～17日㈬（原則、土曜・日曜日、祝日を除く）
●特別児童扶養手当…8月12日㈮～19日㈮（土曜・日曜日を除く）
※受付期間を過ぎると、8月分以降の手当が受けられなくなることがあります。

▽**受付時間**　午前9時～正午、午後1時～5時
※8月6日㈯は子育て支援課のみ受付
※8月10日・17日の水曜日は子育て支援課のみ午後8時まで

▽**受付場所**　子育て支援課、五日市出張所市民総合窓口係

▽**持ち物**　現況届の案内通知に記載されているもの

▽**その他**　次の場合は必ず届け出が必要です。
●住所や氏が変わったとき
●申請の内容に変更があったとき

▽**問合せ**　子育て支援課子育て支援係

平成28年度優良工事表彰

7月15日に、平成27年度に完成した工事を対象とする、優良工事請負業者と優良工事技術者の表彰を行いました。

▽**優良工事請負業者**
●工事名…伊奈地内道路排水管整備工事（その1）
●受賞業者…㈱フジワラ技建（三内259）

▽**優良工事技術者**
●工事名…伊奈地内道路排水管整備工事（その1）
＊職種…監理技術者
＊受賞者…地久間裕さん（㈱フジワラ技建）
●工事名…網代橋補修工事
＊職種…主任技術者
＊受賞者…石塚勇三さん（㈱フジワラ技建）
●工事名…林道盆堀線開設工事
＊職種…主任技術者
＊受賞者…石塚守さん（㈱フジワラ技建）

▽**問合せ**　契約管財課契約管財係

児童手当・児童育成手当の現況届は提出しましたか

児童手当・児童育成手当を受給している方は、現況届を提出する必要があります。提出がない場合は、6月分以降の手当の支給ができなくなります。現況届を紛失された方は連絡してください。

▽**受付時間**　午前8時30分～午後5時15分

▽**受付場所**　子育て支援課

▽**対象**　児童手当受給者、児童育成手当受給者

▽**持ち物**　現況届、はんこ、受給者本人の健康保険証の写し（児童手当のみ）、窓口に来られる方の本人確認資料（普通免許証など）、その他の必要書類（該当する方のみ）

▽**問合せ**　子育て支援課子育て支援係

特別障害者手当などの現況届の提出期限は8月31日です

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給している方に、現況届の案内通知を送付しました。

現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するために行うものです。期限までに届け出がないと手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。通知が届かない方は、お問い合わせください。

▽**受付・問合せ**
●障がい者支援課障がい者相談係
●五日市出張所（受付のみ）

青少年の善行者をご推薦ください

あきる野市青少年顕彰ふるさと委員会では、青少年の善意や親切心を育み、社会に広めていくことを目的に、青少年善行表彰式を行います。

お知り合いやご近所で、該当する方がいましたら、推薦してください。

▽**対象**　市内在住の25歳未満（平成28年10月1日現在）の青少年の方や青少年団体

▽**主な表彰基準**
●小さな親切
●公共生活への貢献
●環境の美化
●社会福祉
●青少年指導
●自然と文化財愛護
●緊急時貢献
●芸術文化への貢献
●スポーツへの貢献

▽**推薦方法**　9月2日㈮までに、生涯学習スポーツ課で配布する推薦書に必要事項を記入し、提出してください。推薦書を審査の上、表彰該当者を選考します。
※推薦書は、市ホームページからもダウンロードできます。

▽**表彰式**
●日時…11月3日㈭　午後3時
●場所…五日市地域交流センター3階まほろばホール

▽**申込み・問合せ**　生涯学習スポーツ課生涯学習係

新エネルギー・省エネルギー機器設置費の一部を補助します

市では、地球温暖化対策の観点から、太陽光発電システム、高効率給湯器などの機器の設置に際し、その費用の一部を補助します。

▽**申込み方法**　8月19日㈮（必着）までに申込書に必要事項を記入し、送付するか直接窓口にお持ちください。
※詳しくは、6月1日号の広報か市ホームページをご覧ください。

▽**申込み・問合せ**　環境政策課環境政策係（〒190－0164　五日市411）

交通事故に遭ったときは必ず届出を！

交通事故など第三者から受けたけがなどの医療費は、原則として加害者（相手方）が過失割合に応じて負担しますが、届け出により保険診療を受けることができます。この場合は、自己負担分を除いた医療費を保険者が一時的に立て替え、後日、加害者（相手方）か保険会社へ請求します。事故に遭ったら、各医療保険の窓口へご連絡いただき、届け出てください。必要な書類は、事故の状況などをお伺いした上でご案内します。交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。
※仕事上・通勤上の負傷は、第三者行為であるなしに関わらず、保険診療を受けることはできません。
※第三者行為によって介護保険を利用することになった場合も、届け出が必要です。申請時に必ず申し出てください。詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

▽**問合せ**
●国民健康保険…保険年金課国保係
●後期高齢者医療制度…保険年金課後期高齢者医療係
●介護保険制度…高齢者支援課介護保険係

市民表彰候補者をご推薦ください

市では、あきる野市表彰条例に基づき、各分野で功績のあった市民の方を11月3日㈭の表彰式で表彰します。

お知り合いやご近所で、該当する方がいましたら、推薦してください。

▽**対象**
●卓越した技能を持ち、市の産業の振興に寄与し、同一職種の指導的な立場にある方…表彰日現在、5年以上継続して市内に住所を有する満60歳以上の方で、30年以上の経験がある方
＊対象となる職種例…鳶職、左官、石工、大工、屋根職、建具職、表具師、畳職、植木職、電気工、板金工、塗装工、配管工、菓子製造工、マッサージ師、和服仕立職、洋服仕立職など
●市民の模範となるような善行をおおむね20年以上、継続して実施されている方
＊過去の具体例
①39年にわたり、ボランティアで近所の複数のお年寄りの病院送迎、食事、入浴などの世話をしていた。
②31年にわたり、ボランティアで駅に生け花を生けている。

▽**推薦期限**　8月15日㈪まで

▽**推薦方法**　お問い合わせください。

▽**その他**　表彰は、自治功労表彰（市の自治の振興に寄与し、その功績が顕著な方に対する表彰）と市民表彰（「市行政の推進または産業の振興に関し、その功績が顕著な方」「市の文化向上または市民の福祉向上に寄与し、その功績が顕著な方」「著しい徳行により、市民の模範としてふさわしい方」に対する表彰）があります。

▽**問合せ**　市長公室

とうろう流し

今年も夏の風物詩「とうろう流し」を行います。多くの「とうろう」の灯りが夕闇の秋川の水面に浮かび、幻想的な雰囲気を醸し出します。

▽**日時**　8月13日㈯　午後6時30分（荒天の場合は14日㈰）

▽**場所**　リバーサイドパーク一の谷（駐車場あり）

▽**その他**
●当日も「とうろう」を販売（1基800円）します。
●先着200人に「花の苗」を差し上げます。
●飲み物などの販売もあります。

▽**問合せ**　リバーサイドパーク一の谷（あきる野市観光協会秋川支部、☎550・3789）、観光商工課観光商工係

音訳ボランティアの協力により作成をしている、デイジー版広報あきる野（音声版広報）のＣＤを各図書館で貸し出しています。図書館の利用者カードをお持ちならどなたでも利用できます。詳しくは図書館にお問い合わせください。